

社会福祉法人未来福社会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人未来福社会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員、評議員並びに委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。

(業務の種類)

第3条 役員等には、業務に応じた報酬を支給する。役員等に報酬を支給する業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事、監事が理事会に出席したとき
- (2) 評議員及び役員が評議員会に出席したとき
- (3) 監事による監事監査を行ったとき
- (4) 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したとき
- (5) 苦情解決第三者委員が理事会、評議員会に出席したとき、並びに苦情解決に向けた話し合いに立会したとき
- (6) その他、理事長が必要と認めた業務を執行したとき

(報酬等の支給)

第4条 役員等に対する報酬については、別表に定める額とする

ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬の支給方法については、次のとおりとする

- 1 役員等に対する報酬は、当該会議への出席時に、その都度現金で支払う
- 2 監事により監事監査の報酬は、別表に定める額を評議員会での監査報告終了後、現金で支給する
- 3 報酬は、費用弁償を含めた金額を法令の定めるところによる控除すべき金額(源泉所得税)を控除して支給する

- 4 役員等が施設運営のための業務に当たった場合は、費用弁償をその都度現金で支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の制定・改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則 1. 従前の「役員等費用弁償規程」は、平成29年10月23日をもって廃止する。
2. この規程は、平成29年10月24日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成30年6月21日から施行する。

附 則 1. この規程は、令和2年4月1日から施行とする。

附 則 1. この規程は、令和7年6月25日から施行とする。

別表 （役員等の報酬）

（１） 評議員

	報酬（費用弁償含）
評議員会への出席	15,000円

（２） 理事

	報酬（費用弁償含）
理事会への出席	15,000円

（３） 監事

	報酬（費用弁償含）
理事会、評議員会等会議への出席	15,000円
監事監査に対する報酬	30,000円

（４） 評議員選任・解任委員

	報酬（費用弁償含）
評議員選任・解任委員会への出席	15,000円

（５） 苦情解決第三者委員

	報酬（費用弁償含）
苦情解決に向けた話し合いへの立会	15,000円
理事会、評議員会等会議への出席	15,000円